

所管部課	健幸福祉部 障害福祉課		部長	青木 一麻		
件名	東大和市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行					
	細則の一部を改正する規則について	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>令和4年の障害者総合支援法の改正により、障害者本人が就労先及び働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力、適性等に合った選択を支援する「就労選択支援」が新設され、令和7年10月1日から施行された。このサービスの新設等に伴い、支給申請書等の様式に所要の改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正内容 第1号様式、第4号様式、第6号様式中、給付項目に「就労選択支援」等を追加する。</p> <p>(2) 施行日 公布の日から施行する。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」(令和4年12月16日法律第104号) が成立</li> <li>・総務課において審査済み</li> </ul>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>当市において「就労選択支援」を実施できる事業所は、現時点で存在しない。</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議付議後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p> <p>決定</p>						